

## 滋賀県図柄入りナンバープレート推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 図柄入りナンバープレートの寄付金を活用した本県の交通改善や観光振興および図柄入りナンバープレートの普及促進を図るため、滋賀県図柄入りナンバープレート推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (構成)

第2条 協議会の構成は、別表に掲げる委員で構成する。

- 2 協議会の会長は、滋賀県総合企画部企画調整課長をもって充てる。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 協議会は、必要に応じて全委員の承諾のもと委員を増やすことができる。

### (部会)

第3条 協議会に部会を置く。

- 2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

### (運営)

第4条 協議会は、会長が必要に応じ招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、第2条第1項の構成員以外の者の出席を求めることができる。

### (所管事項)

第5条 協議会は、滋賀県図柄入りナンバープレートに係る次の事項について協議・調整を行う。

- (1) 寄付金の活用事業および助成金交付申請者の決定等に関する事項
- (2) その他会長が必要と認める事項

### (事務局)

第6条 協議会の運営に必要な事務は、滋賀県総合企画部企画調整課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、別に定める。

### 付 則

この要綱は、令和2年9月9日から施行する。

### 付 則

この要綱は、令和8年4月7日から施行する。

## 別表（第2条関係）

一般社団法人 滋賀県バス協会	専務理事
一般社団法人 滋賀県トラック協会	参事
一般社団法人 滋賀県タクシー協会	専務理事
一般社団法人 日本自動車販売協会連合会滋賀県支部	専務理事
公益社団法人 びわこビジターズビューロー	事務局長
近畿運輸局自動車技術安全部管理課	課長
滋賀県市長会	事務局次長
滋賀県町村会	事務局次長
滋賀県総合企画部企画調整課	課長
滋賀県観光文化スポーツ部観光政策局	副局長
滋賀県県土整備部道路保全課	課長